

1 東京都保健医療計画とは

東京都保健医療計画は、医療法に定める「医療計画」を含むものであり、東京都の保健医療に関し、施策の方向を明らかにする「**基本的かつ総合的な計画**」として策定（医療法第30条の4）

【現行計画期間】平成30年度から令和5年度まで（6年ごとに改定） ※必要があるときは3年目で中間見直し

【次期計画期間】令和6年度から令和11年度の6年間

2 記載事項

○ **5 疾病 5 事業及び在宅医療**に係る目標、医療連携体制及び住民への情報提供推進策

※ **5 疾病：がん・脳卒中・心筋梗塞等の心血管疾患・糖尿病・精神疾患**

5 事業：救急医療・災害時における医療・へき地の医療・周産期医療・小児医療（小児救急医療含む）

⇒ 今回改定から6事業目として、**新興感染症発生・まん延時における医療**が追加

3 改定スケジュール

<令和5年度>

～8月

疾病・事業ごとの協議会

【**救急医療については救急医療対策協議会**】… 疾病・事業ごとの計画内容の検討

8月～12月

保健医療計画推進協議会改定部会… 各疾病・事業ごとの計画内容・骨子・素案の検討

～1月

パブリックコメント、関係団体及び区市町村への意見照会

令和6年3月

医療審議会 ⇒ **計画改定**